# ショベル・ローダ売却に係る一般競争入札の公告

一般競争入札を次のとおり行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び七尾市契約事務規則（平成１６年七尾市規則第５３号）第７条の規定により公告する。

令和７年１１月５日

七尾市長　　茶　谷　義　隆

1　入札に付する事項

| | |
|---|---|
| (1) 入札番号 | １ |
| (2) 物品名 | **ショベル・ローダ** |
| (3) 仕様等 | 別紙「仕様書」による |
| (4) 最低売却価格 | ５００，０００円（消費税及び地方消費税を除く） |
| (5) 入札方法 | **郵便入札**<br>※　詳細については、「郵便入札について」参照。 |
| (6) 入札保証金 | 免除<br>※　ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。 |
| (7) 契約保証金 | 免除 |

2　入札の参加資格

| | |
|---|---|
| 参加資格要件 | ①　**七尾市に住民基本台帳登録されている個人 又は 七尾市に事業所を有する法人であること。**<br>②　**入札参加申請締切日現在において、七尾市税の滞納がないこと。**<br>③　公告の日から落札者決定日現在において、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。 |

3　売却物品の公開

| | |
|---|---|
| (1) 公開期間 | 令和７年１１月５日（水）～令和７年１１月１８日（火）<br>午前９時から午後３時まで（土・日・祝日を除く）<br>**※　物品確認の際は、その予定日時を事前に連絡すること。**<br>※　物品確認をしなくても入札に参加可能であるが、物品に関するすべての事項を了承したものとみなす。 |
| (2) 公開場所 | 徳田浄水場付近の敷地（七尾市白馬町地内） |

4　入札の参加手続

| | |
|---|---|
| (1) 入札参加申込書類 | **①　入札参加申請書**（様式第１号）<br>**②　所在地が確認できる書類**<br>・個人の場合：運転免許証又は健康保険証の写し<br>・法人の場合：登記事項証明書の写し<br>（令和７年度七尾市競争入札参加資格登録のある場合は不要）<br>※　下記期限までに郵送又は持参すること。<br>※　受領確認が必要な場合は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した入札参加申請書受領票（様式第２号）を持参すること。 |

| | |
|---|---|
| (2) 入札参加申請期限 | **令和７年１１月１８日（火）　午後５時必着** |
| (3) 入札参加確認結果通知 | 令和７年１１月１９日（水）　（郵送にて通知書送付） |
| (4) 提出先 | ９　その他「提出先及び問い合わせ先」参照 |

5　入札及び開札

| | |
|---|---|
| (1) 提出書類 | **入札書**（様式第３号）<br>※　下記期限までに郵送又は持参すること。 |
| (2) 入札書提出期限 | **令和７年１１月２７日（木）　午後３時必着**<br><br>＜郵送の場合＞<br>①　一般書留又は簡易書留の方法で郵送すること。<br>②　表封筒・中封筒の二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きで記載、中封筒に「入札書」の表記、入札日、入札案件名及び入札参加者の商号を記載の上、押印により封かんすること。<br>③　入札書が提出期限までに到達しない場合は、欠席扱いとする。<br>④　郵便入札に要する費用は、全て入札参加者の負担とする。<br><br>＜持参の場合＞<br>①　「郵送する場合」の中封筒で提出すること。<br>②　受領確認が必要な場合は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した入札書受領票（様式第４号）を持参すること。<br>**※　詳細については、「郵便入札について」参照。** |
| (3) 提出先 | ９　その他「提出先及び問い合わせ先」参照 |
| (4) 開札日時 | **令和７年１１月２８日（金）　午前９時** |
| (5) 開札場所 | 七尾市役所　本庁舎１階　１０２会議室 |
| (6) 落札者の決定 | ①　最低売却価格以上で最高の価格をもって応札した者を落札者とする。<br>②　落札者となるべき同額の応札者が２者以上あるときは、入札執行担当以外の市職員がくじを引き、落札者を決定する。<br>③　落札者は、**令和７年１２月４日（木）までに**契約を締結しなければならない。<br>④　契約条項は、別紙「物品売買契約書」による。<br>⑤　上記期限までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。<br>⑥　購入代金は、契約締結後に交付する納付書をもって、市が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で全額一括納入すること。 |
| (7) 留意事項 | ①　入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜き金額を入札金額とする。）**<br>②　この公告に定めのない事項については、七尾市契約事務規則（平成１６年七尾市規則第５３号）及びその他関係法令の定めるところによる。 |

6　入札の無効

| | |
|---|---|
| 入札の無効となる事項 | ①　入札参加資格のない者の入札<br>②　入札書の記載事項等に不備がある入札<br>③　入札金額を訂正した入札<br>④　入札に際して不正の行為があったと認められる入札 |

7　所有権移転及び車両引渡し

| | |
|---|---|
| (1)所有権移転 | ①　所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転するもとのとする。<br>②　危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転するものとする。<br>③　七尾市は、落札者が購入代金を納入した後、当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付する。<br>④　落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第１３条に基づき申請しなければならない。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とする。<br>⑤　落札者は、移転登録後、直ちに七尾市監理課に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて、**移転登録完了報告書（様式第５号）**で報告しなければならない。 |
| (2)車両引渡し | ①　当該車両の引渡しは、移転登録完了報告書の報告があった後、速やかに行うものとし、受領後は速やかに**物品受領書（様式第６号）**を七尾市長へ提出しなければならない。<br>②　落札者は、当該車両を受領後速やかに「七尾市」等の七尾市が指定する表示をすべて消去し、**記名消去作業等完了報告書（様式第７号）**に、作業前、作業後の写真を添えて七尾市長へ提出しなければならない。なお、これらに要する経費は、落札者負担とする。 |

8　質疑応答

| | |
|---|---|
| (1)質疑受付時間 | 令和７年１１月５日（水）から令和７年１１月１８日（火）まで<br>（下記(2)まで書面による。） |
| (2)質疑受付場所 | ９　その他「提出先及び問い合わせ先」参照 |

9　その他

| | |
|---|---|
| 提出先及び問い合わせ先 | 〒９２６－８６１１　七尾市袖ケ江町イ部２５番地<br>七尾市総務部監理課　契約グループ<br>ＴＥＬ　０７６７－５３－１１１８　ＦＡＸ　０７６７－５２－０３７４<br>七尾市ホームページ　http://www.city.nanao.lg.jp/ |